

令和7年10月20日

水橋学園のスクールゾーンの設置について

1 議論の経緯

令和7年7月に開催したスクールバスに関する保護者説明会におきまして、保護者の方からスクールゾーン設置を求める声があり、これを受けたて市教育委員会ではスクールゾーン設置の検討を進めてまいりました。

その後、同年9月22日に、県警・道路管理者・市教育委員会による水橋学園スクールゾーン設置に関する協議の場を設け、スクールゾーン設置のための対応策を協議したところです。

この協議会では、開校前の対応として、

- 路面にスクールゾーンの路面表示や道路標識を設置することで、運転手に注意を促す。
- 横断歩道の前後をカラー舗装することで、横断歩道があることを運転手に知らせる。
- 横断歩道の新設。
- 学校の開校とスクールゾーンの設置を近隣の企業に周知することで、通勤で通学路を通る方に注意を促す。



の4点について、方向性がまとまったところです。

一方、スクールゾーンは、設置後に、交通規制や取り締まりの強化につながるなど、地域の交通事情に少なからず影響を及ぼすことが想定されます。このため、市教育委員会としましては、スクールゾーンの設置にあたって、児童生徒の安全安心な通学を確保するため、学校統合推進委員会による要望や地域や保護者の皆様のご協力とご支援を賜りたいと考えております。

2 参考（スクールゾーンについて）

スクールゾーンとは、幼稚園等及び小学校等（義務教育学校の前期課程をふくむ）の周囲における交通安全対策につなげるため、学校を中心に周囲500mを範囲とする「特に子供の交通安全の確保を図る特定地域」のこと。

具体的な設置後の具体的な取組例としましては、路面表示や道路標識の設置、防護柵の設置、指定時間帯での交通規制等のハード面での整備や関係機関と連携した交通安全教育や見守り活動、登校時間の取り締まり強化、交通安全運動の推進等のソフト面の整備がある。